

2013年9月2日

明石市長 泉 房穂様

明石フェリーの跡地問題を考える会
中崎2丁目住民の会

明石フェリー跡地についての再質問と要望書

平素は明石市政にご尽力、感謝します。

さて、昨年5月末に航路が廃止された明石フェリーの跡地（フェリー埠頭）の活用について7月末に要望と質問書を提出したのに対して、8月19日に文書回答をいただき、併せて担当部課と回答の内容について意見交換し、市の本意を質しました。

しかしながら、市長名による回答は「市民の市政への参画と協働」「情報の共有」を掲げた自治基本条例を遵守すべき明石市の責任者とは到底思えないような、事実関係を捻じ曲げ、問題の焦点をはずして、市民の疑問点に対して真摯に答えようとしないうばかりか、説明責任を果たさない誠意のないものでした。

したがって、このような回答で事足りりとする市政責任者の姿勢に抗議するとともに、1時間余りにわたった担当部課との意見交換を踏まえて、再度質問書と要望書を提出します。

また、本件はフェリーの廃止を決断した泉市長の判断とその後の指示に大きな問題点があるとみられることから、市長との直接の面談を求めます。

明石フェリーの跡地は、これまでの明石市の発展に大きく貢献してきた海の玄関口であり、将来にわたって保全すべき明石市民のたいせつな文化的、歴史的遺産です。カモメが舞い、海峡を往来する船の向こうに淡路島を望む万葉からの原風景やフェリーへの想いは、もちろん、私たち明石市民だけのものではありません。

この明石市の宝である場所を、市民および周辺地域住民への説明、協議の場の設定等のないまま、市と事業者が高層マンション建設計画を進めていることは、「参画と協働」「情報の共有」の理念に反しています。もし、仮に建設されたとしても、その時点から「人・車・子ども・環境・災害」等の問題が噴出するのは明白であり、地域コミュニティーの破壊へとつながるものです。

当該フェリー跡地は、フェリーターミナル（フェリー埠頭）として道路公団が埋立免許を取得して造成、その後拡張したもので、30年の公団経営を経て民営移管されたとはいえ、その後も臨港地区のフェリー埠頭として利用してきた事実があります。登記上は現時点でも「公衆用道路」と土地の用途が記載されています。

このように公共性の高いフェリー跡地を、所有者が民間企業であったとしても所有者の自由に委ねるのは、中心市街地のまちづくりに責任を持たねばならない明石市の責任放棄としか言いようがありません。本来なら、昨年5月の航路廃止決定と同時に、フェリー跡地を今後も埠頭として公共的に利用する手立てを講じるのが、中心市街地活性化計画を有する明石市の責任であったと言えます。

したがって、今年1月末からマンション開発を前提にした開発協議を進めてきた市の姿勢を改め、本来の用途に限定し、開発協議をストップし、マンション建設をさせないよう方向転換を図ることをあらためて要請します。

フェリー埠頭にマンション建設を許してしまえば、明石市が厳しい財政事情の中で推進している駅前再開発事業の成否に直結するという明石港周辺整備計画の立てようがなくなるのは必至です。フェリー埠頭へのマンション建設を認めるのは、中心市街地活性化計画のでたらめさを露呈することにつながります。

泉市政の浮沈をかけて、中心市街地活性化計画に掲げる明石港周辺整備を優先する政策へ、直ちに決断されるよう要望します。

以上

明石市長 泉 房穂様

明石フェリーの跡地問題を考える会
中崎2丁目住民の会

明石フェリー跡地問題に関する再度の質問書

以下の疑問点について、1カ月以内に市長が面談し、回答いただきたい。

1. 明石港周辺利活用計画のタネ地を失っては計画を立てられなくなる？

フェリー跡地を明石港の機能を向上発展させ、中心市街地活性化計画にうたう明石港周辺整備計画に組み込んだ土地利用を行うよう求めた「要望書」に対して、「重要なエリアであると認識し、基本計画期間内に明石港周辺利活用計画を策定する」という回答は、問題を認識せずその場しのぎの回答の典型例である。マンション建設を許してしまえば、明石港周辺利活用計画のタネ地を失ってしまう。

質問に対してまち再生室は、明石港本港の一面にある「水産分場」（昼網のセリ場）と「砂利揚げ場周辺」を計画対象地に挙げたが、分場は猫の額にも満たない岸壁に過ぎないうえ、この30年来、県から本来の岸壁に返却するよう求められているところである。フェリー跡地は、中心市街地と接する唯一かけがえのない空間である。「マンションができれば人口増になり、中心市街地の購買力の増大につながる」などという詭弁を弄すのを止めて、跡地の公共的利用を今からでも追求するべきではないか。

2. マンション開発業者寄りの姿勢に、なぜ転換したのか？

明石市は昨年6月4日の明岩海峡フェリー社長や民間開発業者との会合で「臨港地区の指定をしたままではマンションなどの開発はできない」と明言していたが、年末近くになって以降は「臨港地区はどのような建築物も建てられる」と開発業者に都合のいい解釈に180度姿勢を変えている。これについて市は回答にあたって「6月4日の市の説明は間違いだった」と都市計画、土木交通両部長の当時の発言を否定した。

この説明は、市の姿勢転換についてますます疑惑を深めた。臨港地区はそもそも、港湾の管理運営を円滑に行うために、港湾区域（水域）に隣接する陸域を指定したもので、港湾区域と一体となった土地利用を行い、港湾機能の増進、水際線の有効利用等を図るためのものです。港湾法に基づく臨港地区の用途指定（分区指定）をしていなくても、明石港のような狭い臨港地区は埠頭機能を中心とした利用に限定され、住宅建設などは想定されていない。

したがって、都市計画や海岸・港湾に関するエキスパートである6月4日の両部長の説明は当を得たもので、必要があれば用途の限定等の指定もできることを示唆したものと言える。明石市がフェリー埠頭跡地の公共的利用を優先する姿勢があるなら、港湾管理者である県との歩調を合わせれば、マンション建設ができない措置を取ることは容易に可能であったと言える。

にもかかわらず、開発業者寄りの解釈や説明をすることは、明石市がフェリー跡地の公共的利用を優先する「行政姿勢」が全くなかったか、業者寄りに方針を転換する何らかの理由が生じたとしか考えられない。市のトップに何らかの疑惑が？とうわさされているゆえである。

なぜ「凍とした行政姿勢」を貫かなかったのか、市長は説明責任を果たすべきである。

3. 「海の駅」整備を避けている真の理由は何か？

兵庫県が2004年から進めてきた「海の駅」事業について、明石市がなぜこの指定を明石港に適用し、明石港を地域振興、観光振興の拠点として推進してこなかったのかを質したのに

対し、回答では「前面海域の船舶輻輳」を理由に挙げた。

しかし、この説明は明らかに事実と反する。同じ明石海峡に面した須磨や垂水港は「海の駅」にいち早く指定されており、かつて市議会で「海の駅」指定が取り上げられた際には、当時県から出向していた土木部長は「明石港は海の駅にもっともふさわしい港だ」と答弁している。また、約20年前の1992年には、明石港の砂利揚げ場一帯を大規模に開発し、フィッシャーマンズワーフやクルージング船の寄港地として整備する明石港再整備計画を策定したこともある。船舶が輻輳す海峡に面したことが、障害になったのではない。

本当の理由は、砂利揚げ場の二見移転に躊躇していた当時の市長が、海の駅指定が砂利揚げ場移転機運をあぶり出すことを恐れたからではなかったか。昨年5月にフェリー航路廃止を決定した際に、跡地の活用へ真っ先に「海の駅」計画の推進が持ちだされなければならないのに、いまだに明石港周辺整備計画の策定を放置しているのは、現市長も砂利揚げ場の二見移転問題が再燃するのを懸念したからではないか。

4. マンション建設の許可は、市の“加害者責任”を将来背負いかねない

フェリー跡地にマンションが建設されることについて、市は「土地の所有者が民間事業者であり、都市計画上の用途は商業地域でマンション建設は可能」とし、市は「中心市街地活性化に寄与する用途」「銀座通りからの海峡の眺望を確保する」「地域に迷惑をかけない施設」の3点を「願う」程度しかできないと説明した。

果たして、そうか。明石市は市議会の答弁でも事あるごとに「明石港は県の管理区域なので…」と、自ら主体的にまちづくりの責任を担うことを避けてきた。砂利揚げ場移転について、東播磨港の埠頭が完成してから25年間同じような姿勢で解決に乗り出すことを避けてきた体質が、今回も露呈された。

砂利揚げ場もフェリー跡地も、明石市の最重点課題とする中心市街地活性化の最重要施策である。県も「明石市が先ず、臨港地区をどのように活用したいのか」という計画を明示してその実現に動くのが先決」と言い続けてきた。

フェリー跡地については、明石市はもっと大きな責任を担う。フェリー航路施設を27年前に公団から譲渡されたのは明岩海峡フェリーという民間事業者ではあるが、明石海峡大橋の開通後に経営をギブアップして明石市を中心にした第三セクターに運航を委ねた。3年前に休止を決めたのも、昨年航路廃止を決めたのも第三セクターであり、明石市は重要な役割を担っていた。フェリー埠頭を所有していた民間事業者に対して、航路廃止後の埠頭の処理について指導力を発揮できる立場にあった。さらには、跡地の利用について開発許可権限を持っているのも明石市である。跡地の所有者は、市と全く無関係の「民間事業者」ではない。

フェリーの廃止や、フェリー埠頭に高層マンションが建設されることなど夢にも想定できなかった地元住民にとっては、「マンション建設を決めたのは明石市」と映っても仕方がない。経緯をつぶさに見れば、マンション建設に伴う地元への影響や被害、高潮等による浸水地域であるという事情を知らずに入居する新しい住民にとって、明石市は“加害者”の責任を追及されかねない。先の質問書で、かつての中崎海岸埋め立て地における市の事業の失敗からマンション業者に転売し、市の責任も追及された苦い経験を生かしていないと指摘したことに、あまりにも人ごとで無責任な回答ではないか。

あらためて、明石市の最高責任者である泉市長から、市の責任についての説明を明確にしたい。

以上